

質疑・回答書

告示番号	件 名	豊中市大門公園倉庫解体撤去工事
No	質疑事項	回 答
1	<p>環境配慮改修工事(外壁に関し)</p> <p>・図面No.5(石綿レベル1)において、隔離養生で集塵排気装置(換気4回/時間)設置とあり、参考数量書では集塵機付き工具と記載されている。これは、レベル1の仕様の隔離養生に集塵装置及びセキュリティゾーンを設置、除去工法とし、集塵装置付きディスクグラインダケレン工法でしょうか。</p>	<p>図面のとおり、レベル1相当の隔離養生で、ディスクグラインダー工法での撤去の施工とします。</p>
2	<p>環境配慮改修工事(屋根(アスファルトルーフィング)に関し)</p> <p>・参考数量書(環境配慮改修工事)には木毛セメント板穿孔撤去含むとあるが、なぜ先行が必要なのでしょう。通常の場合、外から①カラー鋼板、②アスファルトルーフィング、③木毛セメント板となるかと思えます。また、木毛セメント板には石綿は含有されていないと思われそうですが、今回は含有扱いと考えていいのでしょうか。</p>	<p>木毛セメント板に石綿は含有していませんが、その上部にあるアスファルトルーフィングには石綿が含有しています。先行撤去の限りではありませんので、受注者の責任において適切に撤去処分してください。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp